

様式 12

茨城県知事 殿



令和 6 年 6 月 25 日

主たる事務所の所在地
〒 茨城県稲敷市幸田 1247
医療法人盡誠会(社団)
理事長 宮本二郎
電話 0299 (79) 2114

決 算 届

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

様式1 2

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

事業報告書
(自 令和5年4月1日至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人盡誠会(社団)

① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県稲敷市幸田 1247 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和29年10月25日

(4) 設立登記年月日 昭和29年12月23日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	宮本二郎	
理事	宮本眞理	
同	宮本泰典	
同	宮本和宜	
監事	細田正子	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた法人」

以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

[別紙]
様式1

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	宮本病院	812710150	茨城県稲敷市幸田1247番地	地域包括ケア病床 32床 療養病床 111床 精神科病床 172床 精神療養病床 102床
介護 医療 院	宮本病院介 護医療院	08B2900015	茨城県稲敷市幸田 953番地	入所定員 48名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
あずま訪問看護ステーション	茨城県稲敷市幸田 1247 番地	
宮本看護専門学校	茨城県稲敷市幸田 924 番地 3	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和5年5月23日 令和4年度の事業計画及び令和5年度收支予算の決定
令和5年7月26日 金融機関からの借入と同借入に伴う当法人の所有物件に抵当権

[別紙]
様式1

を設定する件

令和5年9月7日 介護医療院開設に伴う定款変更の件

介護医療院の管理者選任の件

令和6年3月26日 令和6年度の事業計画の決定

役員報酬額の件

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

特になし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

特になし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和6年1月26日 宮本病院介護医療院開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

特になし

様式 2

法人名 医療法人 盡誠会(社団)

※医療法人整理番号

所在地 茨城県稻敷市幸田1247

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

財産目録

(令和6年3月31日現在)

1. 資産額	8,079,795 千円
2. 負債額	4,590,264 千円
3. 純資産額	3,489,531 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	1,649,153
B 固定資産	6,430,642
C 資産合計 (A+B)	8,079,795
D 負債合計	4,590,264
E 純資産 (C-D)	3,489,531

(注) 貢産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	(<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-1

法人名 医療法人 畫誠会(社団)
 所在地 茨城県稻敷市幸田1247番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,649,153	I 流動負債	694,393
現金及び預金	968,642	支払手形	19,108
事業未収金	648,883	短期借入金	
有価証券		未払金	425,724
たな卸資産	30,868	未払費用	198,580
前渡金		未払法人税等	
前払費用	279	未払消費税等	
その他の流動資産	481	前受金	8,833
II 固定資産	6,430,642	預り金	41,995
1 有形固定資産	4,960,754	前受収益	
建物	4,270,740	○○引当金	
構築物	56,880	その他の流動負債	153
医療用器械備品	89,073	II 固定負債	3,895,871
その他の器械備品	188,844	医療機関債	
車両及び船舶	579	長期借入金	3,864,711
土地	80,361	繰延税金負債	
建設仮勘定	269,077	○○引当金	
その他の有形固定資産	5,200	その他の固定負債	31,160
2 無形固定資産	26,886	負債合計	4,590,264
借地権		純資産の部	
ソフトウエア	24,665	科 目	金額
その他の無形固定資産	2,221	I 基 金	5000
3 その他の資産	1,443,002	II 積立金	3,484,531
有価証券		代替基金	
長期貸付金		別途積立金	3,000,000
保有医療機関債		繰越利益積立金	484,531
その他長期貸付金		III 評価・換算差額等	
役職員等長期貸付金	119,600	その他有価証券評価差額金	
長期前払費用	7,187	繰延ヘッジ損益	
繰延税金資産	342,232	純資産合計	3,489,531
その他の固定資産	973,983	負債・純資産合計	8,079,795
資産合計	8,079,795		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 盡誠会(社団)
 所在地 茨城県稻敷市幸田1247番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	3,516,296
2 事業費用	4,452,391
本来業務事業損失	936,095
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	105,746
2 事業費用	176,386
附帯業務事業損失	70,640
事業損失	1,006,735
II 事業外収益	110,945
III 事業外費用	70,427
経常損失	966,217
IV 特別利益	
V 特別損失	180
税引前当期純損失	966,397
法人人税等	577
当期純損失	966,974

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監事監査報告書

医療法人 盡誠会
理事長 宮本 二郎 殿

私は、医療法人盡誠会の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 5月23日

医療法人 尽誠会（社団）

監事 細田 正子